

四日市市告示 第306号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、質量計について定期検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年5月16日

四日市市長 田中俊行

1 定期検査の対象となる特定計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2項に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 定期検査を行う区域、実施の期日及び場所

検査年月日	受付時期	検査場所	検査地域
6月1日（水）	午前9時30分から 11時30分まで	常磐地区市民センター	常磐地区
	午後1時00分から 3時00分まで	三重北農業協同組合 内部支店	内部地区
6月8日（水）	午前9時30分から 12時00分まで	四郷地区市民センター	日永地区
	午後1時00分から 3時00分まで		四郷地区
6月15日（水）	午前9時30分から 12時00分まで	市役所北館1階 計量検査室	中部地区
	午後1時00分から 3時00分まで		
6月22日（水）	午前9時30分から 11時30分まで	三重北農業協同組合 河原田支店	河原田地区
	午後1時00分から 3時00分まで	塩浜地区市民センター	塩浜地区

10月5日(水)	午前9時30分から 12時00分まで	川島地区市民センター	川島地区
10月12日(水)	午前9時30分から 11時30分まで	桜地区市民センター	桜地区
	午後1時00分から 3時00分まで	小山田地区市民センター	小山田地区
10月26日(水)	午前9時30分から 12時00分まで	水沢地区市民センター	水沢地区
	午後1時00分から 3時00分まで		
10月27日(木)	午前9時30分から 12時00分まで		
	午後1時00分から 3時00分まで		
11月9日(水)	午前9時30分から 12時00分まで	市役所北館1階 計量検査室	全地域
	午後1時00分から 3時00分まで		

(市民文化部 市民生活課)